

第 4 期京都市民長寿すこやかプランの素案について

資料 2 - 1

「第 4 期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）〔平成 21 年度～23 年度〕」の構成

資料 2 - 2

第 4 期介護保険事業計画期間における第 1 号被保険者の介護保険料

資料 2 - 3

第 4 期京都市民長寿すこやかプラン（素案）

「第4期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
〔平成21年度～23年度〕」の構成

第1章 プランの策定に当たって

計画の位置付け，計画期間，基本理念及び政策目標，プランの策定方法

【計画期間】平成21年度～23年度

【基本理念】「高齢者一人ひとりが，自らの意思に基づき，住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」

【政策目標】①一人ひとりが尊厳を保ち，充実した高齢期を実現できるまち

②健やかな生活を送ることができるまち

③地域で安心して自立した生活を続けられるまち

④高齢者がいきいきと参加でき，すべての世代が支え合えるまち

第2章 第3期プランの取組状況

重点課題の取組状況 ⇒ 第3期プランに掲げた165の施策・事業（うち新規施策・事業49）すべてに着手
介護保険事業の実施状況

第3章 高齢者の現況及び「今後の高齢者の姿」

【京都市における今後の高齢者の姿と課題】

- ①「団塊の世代」が高齢期を迎え，4人に1人が高齢者に！
- ②要支援・要介護認定者数は約1.2倍に！
- ③ひとり暮らしの高齢者世帯や認知症高齢者が飛躍的に増加！
- ④介護サービス分野における離職率の増加，求職者の減少
- ⑤平成24年3月末に介護療養病床が廃止

Check
点検・評価

高齢者の生活と健康に関する調査
高齢期の生活と健康に関する意識調査
新しい生きがいがづくり支援策の調査・研究

京都未来まちづくりプラン
「融合」を進めるまちづくり

Action
改善

市民説明会，パブリックコメントの実施など

第4章 重点課題ごとの取組方針と施策・事業の実施

【施策・事業数】 186（うち，新規は31）

【重点課題】

- ① 認知症をはじめとする要支援高齢者及びその家族の生活支援
- ② 総合的な介護予防の推進
- ③ 健康増進・生きがいがづくりの推進
- ④ 地域における総合的・継続的な支援体制の整備
- ⑤ 介護保険事業の適正かつ円滑な運営
- ⑥ 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

第5章 介護サービス量及び事業費の見込み

算出手順，介護サービス量の見込み，事業費の見込み，地域支援事業（介護予防事業）の量の見込み，事業費の見込み

【介護保険給付費】約2,684億円
（21～23年度）

【地域支援事業費】約79億円
（21～23年度）

Plan
計画

推進体制

第6章 プランの着実な推進に向けて

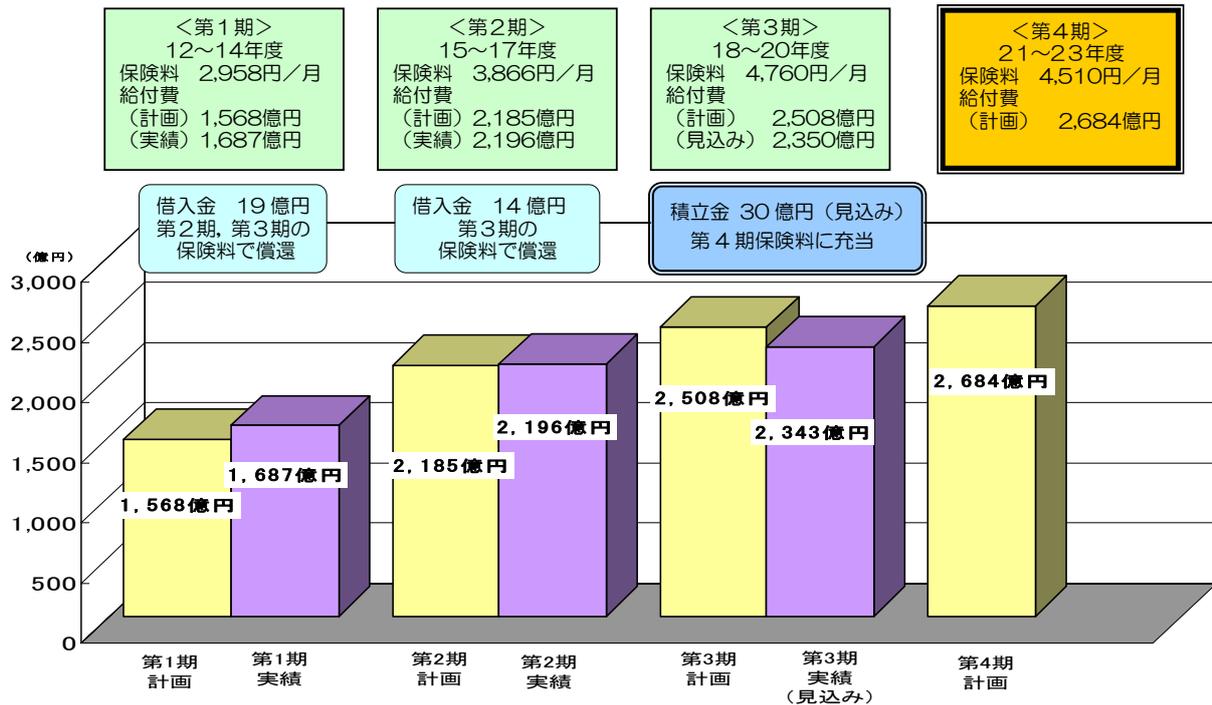
プランの進捗管理，推進体制など

Do
実施

プランに基づいた施策・事業の実施

第4期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料

1 介護保険給付費及び第1号被保険者の保険料の推移

2 第4期の第1号被保険者の介護保険料 (基準額) 4,510円/月 第3期との比較 $\Delta 250$ 円 ($\Delta 5.3\%$)

<第1号保険料 (基準額) の内訳>



<第1号保険料基準額の算定方法>

保険給付費×約20%
 + 地域支援事業費×20%
 + 財政安定化基金拠出金*
 - 介護給付費準備基金 (積立金) からの取崩し
 - 介護従事者処遇改善臨時特例交付金

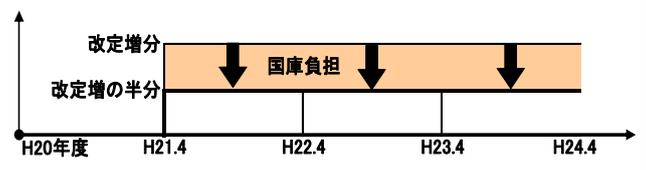
保険料の負担
 ÷ 割合で補正した ÷ 1.2月
 被保険者数

※第4期は、京都市財政安定化基金への拠出金は0円。

<介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料軽減>

介護従事者の処遇改善を図るために介護報酬を3%引き上げることに伴う第4期介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国において介護従事者処遇改善臨時特例交付金が財政措置されます。

(保険料上昇抑制のイメージ)



<第3期と第4期 (最終案) における保険料の比較>

所得段階区分	第3期		第4期 (最終案)		第3期との比較	
	保険料率	保険料 (月額)	保険料率	保険料 (月額)	差額	率
第1段階	0.5	2,380円	0.5	2,255円	$\Delta 125$ 円	$\Delta 5.3\%$
第2段階	0.5	2,380円	0.5	2,255円	$\Delta 125$ 円	
第3段階	0.75	3,570円	0.75	3,383円	$\Delta 187$ 円	
第4段階 (軽減)	1.0	4,760円	0.9	4,059円	$\Delta 701$ 円	$\Delta 14.7\%$
第4段階 (基準額)	1.0	4,510円	1.0	4,510円	$\Delta 250$ 円	$\Delta 5.3\%$
第5段階	1.1	5,236円	1.1	4,961円	$\Delta 275$ 円	
第6段階	1.25	5,950円	1.25	5,638円	$\Delta 312$ 円	
第7段階	1.5	7,140円	1.5	6,765円	$\Delta 375$ 円	
第8段階	1.75	8,330円	1.75	7,893円	$\Delta 437$ 円	
第9段階	2.0	9,520円	2.0	9,020円	$\Delta 500$ 円	

<保険料段階区分及び保険料率の設定>

1 第4段階の保険料軽減 (新規)

○ 第4段階 (基準額) を細分化し、本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下である低所得者については、保険料を基準額×0.9に軽減する。

2 課税層の多段階設定 (継続)

第4期についても、引き続き第3期と同様の保険料段階区分 (9段階) 及び保険料率を設定する。

○ 第5段階 (課税層のうち低所得者) の保険料率を基準額×1.1とし、負担の軽減を図る。

○ 第8, 第9段階 (課税層のうち高所得者) の保険料率を基準額×1.75~2.0とし、基準額の上昇を抑える。